

令和3年4月23日

第34回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 34 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 4 月 23 日(金) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の
取消について
- 議案第 2 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・
~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- 議案第 7 号 農地利用変更届について
- 議案第 8 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 9 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 圭 司
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

5 番 田 中 健 一

1 欠席委員

3 番 今 村 秀 一, 16 番 西 村 圭 史, 29 番 濱 田 卓 郎

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
主幹兼農地総務係長	堀之内 秀一郎
農地総務係主査	東 川 善 久
振興係長	吹 留 義 輝
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事補	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室長	嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)
人・農地プラン推進室主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長	堀之内 秀一郎
----------------------	---------

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第34回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の5ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の取消についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の取消についての説明をいたします。 議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取消理由につきまして、当該農地は令和2年9月25日第27回委員

	会において経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定が承認されましたが、先月、農用地利用集積計画の取消の申出が双方からあったためです。 皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の7ページをお開きください。 今月の議案第2号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、11件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第2号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分につきましては、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号の所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意

事務局

見決定についてのうち所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の10ページから28ページまでの69件で、うち新規が59件、再設定が10件となっています。

また、農地中間管理機構への貸付分4件と農地中間管理機構からの借受分4件は重複しています。

それでは、議案書の10ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、28ページの総合計は153筆、164、844㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、145筆、157、248㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、3月末の農地中間管理事業を利用した貸借は、田が19、059㎡、畑が1、098、160㎡で合計1、117、219㎡となっております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、利用権設定分の1番と2番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、2番委員の退席を求めます。

(2番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の1番と2番については、

議長

委員

議長

委員

議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

原案のとおり承認することに決定いたします。

(2番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、利用権設定分の3番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、5番委員の退席を求めます。

(5番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、利用権設定分の4番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、利用権設定分の5番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(12番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち利用権設定分の6番から13ページ15番については、新規就農者4名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、今回は担当委員による個別報告とはせず、事務局からの一括報告に変更して進行いたします。

事務局

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから4ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、6番、7番につきましては、15番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、■■■■に勤務しており、定年退職を機に本格的に農業経営を開始することになりました。

農機具等は自己の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作については兼業で農業を行っていたことから問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナックエンドウを中心に販売高250万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、8番、9番について、4番委員と23番委員に調査を行っていただきました。

申請人は■■■■を退職し他産業への就職も検討しましたが、父親が農業経営を行っていることから自分も農業経営をしたいと思い、後継者として就農しました。

農機具等については、父親所有の機械を借用し、栽培技術や農機具等の操作についても父親の指導をもらうとのことです。

作業に従事するのは基本的に父親と二人で、繁忙期には手伝いをもらうとのことです。

議長

8 番委員
事務局

8 番委員

議長

委員

議長

委員

議長

今後は補助金を活用し連棟ハウスの導入を目指したいとのことです。

なお、営農計画書は資料の 2 ページになります。

次に、11 番について、15 番委員と 25 番委員に調査を行っていただきました。

申請人は他産業に従事していましたが、義父が農業経営を行っていたことから後継者として就農しました。

農機具等は義父より借用しており、栽培技術や農機具等の操作についても、義父に教わりながら行っていく予定です。

作業に従事するのは、基本的に妻と 2 人です。

なお、営農計画書は資料の 3 ページになります。

次に、12 番から 15 番について、9 番委員と 29 番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員をしておりましたが、退職後、農業経営をしている地元の友人から営農の話を聞き、自分も経営をしたいと決心し、このたび就農しました。

農機具等については既に自己所有しており、栽培技術や農機具等の操作については、友人の指導をもらうとのことです。

作業に従事するのは基本的に 1 人ですが、繁忙期には友人の手伝いをもらうとのことです。

なお、営農計画書は資料の 4 ページになります。

以上で新規就農者に関する事務局からの報告を終わります。

ただいま事務局からの報告のとおりであります。

それでは、議案第 2 号のうち、利用権設定分の 6 番から 15 番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

7 番は使用貸借権となっていますが、どのような理由ですか。

貸人が義母になります。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 2 号のうち、利用権設定分の 6 番から 15 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号のうち、利用権設定分の 6 番から 15 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

	次に、議案第2号のうち、利用権設定分の16番から28ページ69番までは、一括審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	59番はほ場交換となっていますが、貸人は■■■■の方です。どこのほ場を交換するのですか。
事務局	貸人の住所は■■■■となっていますが、実際は■■■■に居住している方で市内に農地も所有しています。連作障害を防ぐため、貸人、借人の畑を交換して耕作するそうです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、利用権設定分の16番から69番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち、利用権設定分の16番から69番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	4月12日転用調査時に、私と20番、34番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。
	申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。
	1番から6番は売買、7番は親族への贈与、8番は子への贈与による申請でございます。
	いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。
	以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
	最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから27ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願います。

議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設（豚舎）です。 資料の28ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ560m行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。 事業計画者は、畜産業を営んでおり、既存施設に隣接した申請地に、豚舎を建設する計画であります。 利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号の用途区分変更申出について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号の用途区分変更申出については、原案のとおり承認するこ

委員
議長

とにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は駐車場です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ100m行った農用地区域内農地で、東及び西は宅地、南は公衆用道路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、申請地近くにアパートを所有していることから、入居者への駐車場として、今回の申請地を取得し整備するものですが、既に着工していたことから、今回始末書が提出されております。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は一般住宅です。

同じく、資料の29ページになります。

申請地は、番号1番と同様の[]から南東へ100m行った農用地区域内農地であり、西は宅地及び公衆用道路、他は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、申請地を取得

議長

し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、一般住宅です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ590m行った農用地区域内農地で、東は市道、西及び北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第4号の除外申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報

告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ230m行った農地で、東は市道、他は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、駐車場です。

同じく、資料の30ページになります。

申請地は、[REDACTED]から南東へ130m行った農地で、西は市道、他は宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、周辺住民向けに貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設もなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、資材置場と通路です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ400m行った農地で、東は宅地及び畑、西は宅地及び市道、南は畑、北は宅地及び市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、建設業を営む法人の代表で、申請地を取得し、自己が経営する会社への貸資材置場と通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、周辺農

地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ470m行った農地で、東は5条許可地、西と南は雑種地、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、ボーリング等の事業を営んでおりますが、申請地を取得し、事業に使用する資材の資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ190m行った農地で、東は公衆用道路、西と南は里道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、全国的に太陽光発電事業を展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を取得し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲を防護柵で囲む予定です。周囲に農地はなく、排水についても浸透枿を設け、自然流下であり、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ220m行った農地で、東と西は宅地、南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、義母より申請地を使用貸

借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については切土と、土留工事を行う予定です。排水についても溜枡を設け、側溝放流であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ480m行った農地で、東は市道、西は水路、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、母より申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ220m行った農地で、西は畑、それ以外は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、義父より申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界に柵を設置し、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ590m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に

	該当します。 申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 土地の形状については30cmほど盛土し、土留工事を行う予定です。 隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。 それでは、議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員 事務局	5番の太陽光発電施設ですが、2種農地では可能でしたでしょうか。 2種農地は可能となっております。
6番委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	3番ですが、雨水処理は自然流下となっておりますが、面積も大きく東と西は畑のようですが、現地調査の際、影響は懸念されませんでしたか。
小委員長	特に懸念されるような状況はありませんでした。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第6号農地法第4条の規定による届出についてを議題いたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、耕作用道路です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、 から東へ450m行った農地で、東は宅地、西は畑、南は市道、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連担する区域に隣接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請地は今年1月に3条許可を受け、申請者が購入したもので、503㎡のうち40.5㎡を自己所有農地への耕作用道路として利用する計画ですが、既に前所有者により耕作用道路として利用されていたことから、今回始末書が添付されています。

自己所有農地への耕作道路であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号農地利用変更届についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示

	しのとおりです。 資料の３８ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ２００ｍ行った農地で、東と北は雑種地、西と南は畑に接しています。 申請地は、隣接する自己所有の畑より高いことから、今回５ｍほど削土を行い、隣接する畑との高低差を解消し、一体利用しようとするものです。 以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。 それでは、議案第７号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	西と南に畑がありますが、そことの高低差をなくすということでしょうか。
小委員長	そのとおりです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第７号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第７号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第８号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の３９ページをお開きください。 議案第８号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出５件、貸付申出１件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は４１ページになります。 今月は、買受申出１件、借受申出１件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） ２番については、１筆あたり１、０００㎡以上を希望しております。

	以下につきましては、お目通しください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の３９ページをお開きください。 番号１は１８番委員と８番委員。 番号２は９番委員と２９番委員。 番号３は２８番委員と９番委員。 番号４は２８番委員と９番委員。 番号５は３１番委員と３６番委員。 番号６は３２番委員と１２番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号１は３３番委員と１３番委員。 番号２は西方地区を３３番委員と１３番委員、山川地区も希望しておりますので、山川の各委員は協力をお願いいたします。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第８号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第９号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第９号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は４２ページから４４ページになります。 (番号１を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第３０条に基づく利用状況

	調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、42筆、19,364㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第9号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第9号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
9番委員	先日、分解マルチのことで苦情がありました。 たばこに分解マルチが飛んできて迷惑しているとのことでした。対処をしっかりとるように委員会だより等で注意喚起してほしいと思います。
5番委員	畜産業でも牧草に飛んできて、ロールに混ざってしまい取り除くのに非常に手間がかかることがありましたので、管理をしっかりとしてほしいと思います。
事務局	今のご意見に関しては、農産技術課へも情報として伝えます。 また、農業委員会だよりでの周知も行いたいと思います。
19番委員	貸し借りされた農地について、特に使用貸借での貸借について畑かんの賦課金の未納が多くあるようですので、利用権設定の申請がされると

	きには、畑かんの賦課金の支払について貸人、借人どちらが支払うのか事務局でも確認をしてほしいと思います。
事務局	利用権設定申請の際に農業委員会が確認するものではありませんが、そのような状況があることの声かけは出来るものと思います。
5 番委員	土地改良区でも、もっとしっかり対応をしてほしいと思います。
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。45ページをご覧ください。
	その他（議案書45ページを参照して説明）
	1. 一時使用届出について
	2. 4月の行事報告
	3. 5月の行事予定等
	4. その他
議長	他にございませんか。
37番委員	小規模経営の農家の方から依頼があったのですが、今回の次期作支援交付金や機械購入の際の補助金などの制度があったことを知らなかったとのことで、そのような周知やお知らせがあったのかどうかを聞いてほしいとのことでしたので、お尋ねします。
事務局	次期作支援交付金については、チラシを作成し全戸配布しました。
37番委員	分かりました。そのように伝えます。
	もう一つですが、JA等が行っている事業などの情報提供を委員会でももっとしてほしいと思います。
事務局	農政課などにも声掛けして、情報提供を受けていきたいと思います。
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
	これをもちまして、第34回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立願います。
	一同礼。
	 (閉会 午後3時30分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 1 7 番委員

議事録署名委員 1 8 番委員